

岩手県医療局管理規程第5号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第198条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第187条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事にあっては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第198条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第187条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事にあっては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」とする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。